

12月3日～21日に受け付け 25年度 保育所（園）の入所申し込み



- 【入所条件】**
- ◇保護者や同居の家族が昼間、家庭外で働いている
 - ◇保護者や同居の家族が家庭内で家事以外の仕事をしている
 - ◇保護者が出産前後か病気・けがをしている
 - ◇保護者が家族の看病をしている
- 【保育料】** 各世帯の収入によって異なります。
- 【申し込み方法】** 申込書に必要事項を記入し、12月

3日（月）～21日（金）に子ども育成課か西支所保健福祉係へ。各保育所（園）でも下表の日時に受け付け。申込書と案内冊子は同課や同係、加佐分室、各保育所（園）、各公民館、各子育て支援センターなどで配布しています。市ホームページからダウンロード可。

▶詳しくは、子ども育成課（☎66・1009）か西支所保健福祉係（☎77・2253）へ。

【保育所（園）一覧表】

保育所（園）名	市・私立	所在地	電話番号	対象児 (来年4月1日現在)	定員（人）	開所時間	保育所（園）での受付日時
相愛保育園	私立	魚屋 234-1	☎75・1083	3か月～就学前	120	7:00～18:00	12月10日（月） 16:00～18:00
平保育園	私立	中田 440-1	☎68・0107	3か月～就学前	70	7:00～18:00	
東保育所	市立	南浜町 9-7	☎62・0464	3歳児～就学前	100	7:15～18:15	
岡田保育園	私立	志高 70	☎60・2778	3か月～就学前	60	7:00～18:00	12月11日（火） 16:00～18:00
タンポポハウス	私立	泉源寺 223	☎64・2762	3か月～就学前	80	7:00～18:00	
東乳児保育所	市立	浜 1569-2	☎62・1862	6か月～2歳児	40	7:30～18:30	
東山保育園	私立	倉谷 961-1	☎76・7314	3か月～就学前	150	7:15～18:15	12月12日（水） 16:00～18:00
永福保育園 公文名園舎	私立	公文名 63	☎75・4006	3か月～就学前	120	7:15～18:15	
さくら保育園	私立	七条中町 8-20	☎62・6987	3か月～就学前	110	7:15～18:15	
西乳児保育所	市立	円満寺 100-3	☎76・0573	6か月～2歳児	40	7:30～18:30	12月13日（木） 16:00～18:00
なかすじ保育園	私立	公文名 344	☎76・7122	3か月～就学前	60	7:30～18:30	
中保育所	市立	余部下 1063	☎62・0292	6か月～就学前	200	7:15～18:15	
八雲保育園	私立	丸田 27-1	☎82・0278	3か月～就学前	80	7:40～18:00	12月14日（金） 16:00～18:00
やまもも保育園	私立	満尻 1106	☎62・0524	3か月～就学前	80	7:30～18:30	
昭光保育園	私立	浜 211	☎63・4821	3か月～就学前	150	7:00～18:00	
南乳児保育所	市立	行永 762-1	☎63・7961	6か月～2歳児	40	7:30～18:30	保育園での受け付けなし
ルンビニ保育園	私立	寺内 90	☎76・3703	3か月～就学前	120	7:30～18:30	
永福保育園 城屋園舎	私立	城屋 837	☎75・4005	3か月～就学前	30	7:30～18:30	

25年度 私立幼稚園の入園申し込み 受け付け中

市内の私立幼稚園では、12月1日（土）から来年4月に入園を希望する幼児の入園願書を受け付けています。所定の「入園願書」を入園を希望する園に直接提出してください。

なお、募集定員や開園時間、納入金などの詳細は、各園にお問い合わせください。

▶詳しくは、教育総務課（☎66・1070）へ。

【幼稚園一覧表】

幼稚園名	所在地	電話番号
朝日幼稚園	浜 796	☎62・1874
朝来幼稚園（※1）	吉野 499-3	☎63・3426
池内幼稚園	布敷 120-3	☎75・1930
倉梯幼稚園	七条中町 8-2	☎62・5224
シオン幼稚園	浜 40	☎62・1438
志楽幼稚園	田中町 39-1	☎64・3574
橘幼稚園	浜 682	☎62・5168
中舞鶴幼稚園	余部上 116-3	☎62・5166
ひばり幼稚園（※2）	森 1101	☎62・1157
舞鶴聖母幼稚園	上安久 381	☎75・1007
三鶴幼稚園	引土 282	☎75・1316
森の子ら幼稚園	丸山口町 24	☎62・0740

※1 朝来幼稚園は12月2日（日）から受け付け開始
 ※2 ひばり幼稚園は12月3日（月）から受け付け開始



- ◆暴力団を恐れない
- ◆暴力団を利用しない
- ◆暴力団に資金を提供しない

基本理念

市では、暴力団排除のための必要な措置を講じ、市民の安全・安心な生活を確保するため、「舞鶴市暴力団排除条例」を制定し、来年1月1日から施行します。

条例の概要は次のとおり。

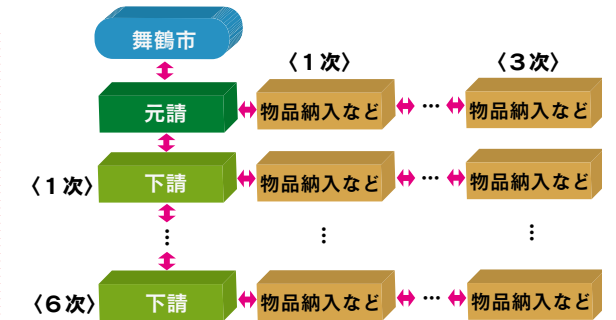
市が実施する 主な施策

- ①市の公共工事から暴力団員等を排除（右下図の範囲）。また、契約を結ぶ際には暴力団員等でない旨の誓約書の提出を求める。誓約書に虚偽記載などがある場合は、1年以下の懲役か50万円以下の罰金などを規定。
- ②公の施設は暴力団の活動に使用できない。
- ③暴力団員等に対し、財産・物品の貸し付け、売り払いなどをしない。
- ④暴力団員等に対し、許認可などを取り消す。
- ⑤市民や事業者に対し情報提供など必要な支援を行う。
- ⑥青少年に対し適切な教育・指導が行われるよう必要な措置を講じる。

事業者の遵守事項

- ①暴力団の威力を利用しない。
- ②暴力団員等を契約の相手方としない。暴力団員等であることが判明した場合、催告なく当該契約を解除できる旨を契約内容に含めるよう努める。
- ③取り引きの相手方とその他の関係者が暴力団員等でないことを確認し、その旨を書面で誓約させるなど必要な措置を講じるよう努める。

▼詳しくは、市民相談課（☎66・1006）へ。



舞鶴の「いい物・いいとこ」を発信 東京で「まいづる自慢市」を実施

11月9日と10日、舞鶴の特産品や観光スポットなど、さまざまな魅力を首都圏で発信する「首都圏観光プロモーション」を日本橋プラザビル（東京駅八重洲北口付近）で実施しました。



特産品を販売。また、併せて観光パンフレットなどを配布し、全国屈指の赤れんが倉庫群、近畿百景第1位に選ばれた五老スカイタワーからの景観などをPRしました。

両日ともにたくさんの方が集まり、「舞鶴の良さ」「舞鶴産品のおいしさ」を知ってもらいました。

今後も、首都圏などで舞鶴ブランドのPRや誘客の促進などに取り組んでいきます。《観光商業課、農林課》